

保護者の皆様

京都市立向島小学校
校 長 折戸 香里**自然による災害等に対する非常措置についてのお知らせ**

台風等により、「京都南部」に暴風警報が発令された場合・京都市に「震度5弱以上」の地震発生時・特別警報発令時には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

記

各ご家庭におかれましては、日頃より台風・地震等非常時の場合のことについて話し合っておいてください。

登校前**1. 『暴風警報』が発令された場合**

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。
- ② 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - * 午前 7時までに解除になった場合 → 平常授業
 - * 午前 9時までに解除になった場合 → 3校時（午前10時35分）から始業
 - * 午前11時までに解除になった場合 → 5校時（午後1時20分）から始業
（5校時から始業の場合は、給食を中止します。）
 - * 午前11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業

2. 京都市に『震度5弱以上』の地震が発令された場合、基本は次の登校日を臨時休業

- * 下校後、深夜0時までに発生の場合は翌日、深夜0時以降登校までに発生の際は当日が臨時休業です。
- * 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合はメール配信、ホームページ等で授業を実施する旨を連絡します。
- * 臨時休業とした場合の登校再開日は学校及び近隣の被災状況を確認し、改めて学校から連絡します。

3. 『特別警報』が発令された場合の措置について

- * 午前0時までに解除になった場合 → 5校時（午後1時20分）から始業
- * 午前0時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業

4. 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合について

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや「すぐーる」等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

5. 避難指示・避難勧告が発令された場合について

本校の校区である向島学区は、「宇治川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。向島学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難情報の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

在校中

4. 在校中に『暴風警報』が発令された場合

* 『緊急時下校先調査』に登録されている下記の方法で対応をいたします。

①②「自宅に帰る（町別集団下校）」③「自宅以外に帰る」④「学校待機」

変更が生じた場合は、すぐに担任にお知らせください。

* 登校後に暴風警報が発令された場合、気象条件、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などを十分に配慮し、下校について判断します。御家庭に誰もおられない状況で下校させることはせず、学校で児童をお預かりする場合があります。

5. 在校中に『震度5弱以上』の地震が発生した場合

保護者と連絡が取れるまで学校に児童を留め置きます。その後、〈引き渡し確認書〉でお知らせいただいている方に学校で直接引き渡します。

その他

※被害や事故など変わったことがありましたら、学校に連絡してください。